

図 1.1-16 BSE 検査の認知度（図 1.1-10 の一部／21 ヶ月齢未満の若齢牛について「BSE 検査をするべき」とした回答者のみ）¹²

21 ヶ月齢未満の若齢牛に対して「検査をするべきだと思う」もしくは「どちらともいえない、わからない」を選んだ理由を図 1.1-17 に示す。最も多かったのは、「検査により安全が確保されるため」であり 59.9%と突出しており、安全性確保の手段として検査が有効であると認識していることが読み取れる。

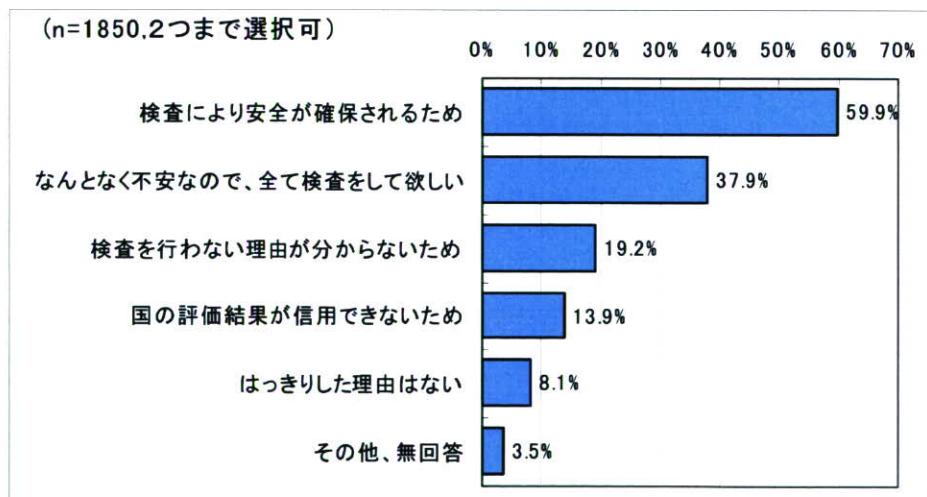


図 1.1-17 21 ヶ月齢未満の若齢牛に対して BSE 検査をするべきと思う理由¹³

一方、「検査しなくてよいと思う」とした回答者が選んだ理由を図 1.1-18 に示す。最も多かったのは、「国が評価した結果が妥当だと考えるため」(46.1%)であり、次いで「他の

¹² 「21 ヶ月齢未満の若齢牛について BSE 検査が義務づけられていないことについて、どう思われますか？」

¹³ 「あなたが、21 ヶ月齢未満の若齢牛について BSE 検査をするべきだと思う理由、又はどちらともいえないと思う理由を次のの中から 2 つまで選んでください」

対策により安全性が確保されているため」(38.3%) であった。

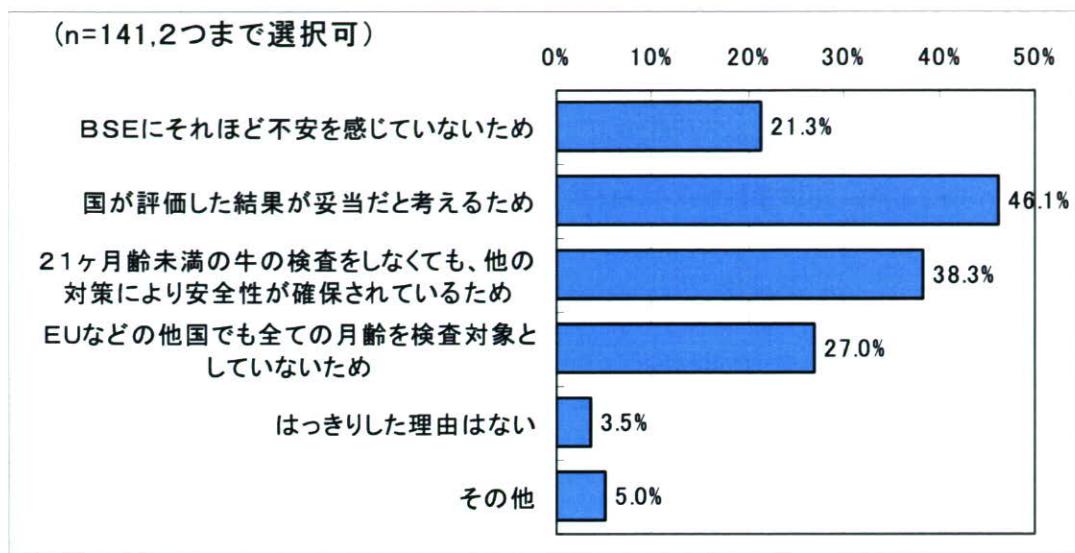


図 1.1-18 21ヶ月齢未満の若齢牛に対して BSE 検査をしなくてよいと思う理由¹⁴

ここで、BSE 対策の内容について、説明を行った場合に、考えに変容がみられるかを検証するため、回答者に対し、図 1.1-19 から図 1.1-22 に示す国産牛肉の BSE 対策に関する説明資料を提示し、更に後半部分の設問を続けた。

¹⁴ 「あなたが、検査しなくてもよいと思う理由を次の中から 2 つまで選んでください」

資料 1

●BSEのリスクとは？

○2001年9月 日本国内で初めてBSEの感染牛が発見されました

○BSEは牛の病気です。BSEプリオンと呼ばれる病原体が主に脳に蓄積し、脳の組織がスponジ状になり死亡すると考えられています。

○BSEプリオンが原因と考えられている人の病気として

新型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）があります。

vCJDの根治療法は現在のところ見つかっていません。

○BSE対策がとられる前に試算された結果、今後将来に渡ってBSEに感染してvCJD患者となるのは日本全体で（人口：約1億2000万人中）0.1～0.9人とされています。

○日本ではvCJD患者が1人確認（平成13年に発症）されていますが、専門家による審議の結果、英国滞在時に感染した可能性が有力とされています。

●日本のBSE対策は・・

○2001年10月 日本国で主に以下の対策がとされました。

①飼料規制＝牛等の肉や骨を原料とする
肉骨粉飼料の牛などへの使用禁止

②BSEの原因とされる病原体（プリオン）が蓄積されやすい
脳などの特定危険部位（SRM）の除去・焼却

③食肉処理場等におけるBSE検査

① 飼料規制：牛をBSEに感染させない対策

○日本ではBSE発生以前、牛などを処理したときに出る骨や肉などを粉状にしたもの（肉骨粉）を飼料として牛に与えていました。

●BSEの感染源は、感染牛を原料とした肉骨粉だとされています

肉骨粉を飼料として使うことを法律で規制し
感染を根本からシャットアウトしています（2001年10月）

●飼料規制以降の2002年1月以降に生まれた牛には、現在
BSEに感染した牛は発見されていません。

図 1.1-19 説明資料（1）¹⁵

¹⁵ 「食品安全 特別号（2004年9月）」食品安全委員会、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）に関する管理措置」厚生労働省、食品安全委員会意見交換会（2007年11月）講演資料 等を参考に作成

資料2

日本のBSE陽性牛の生年月日と確認年月日

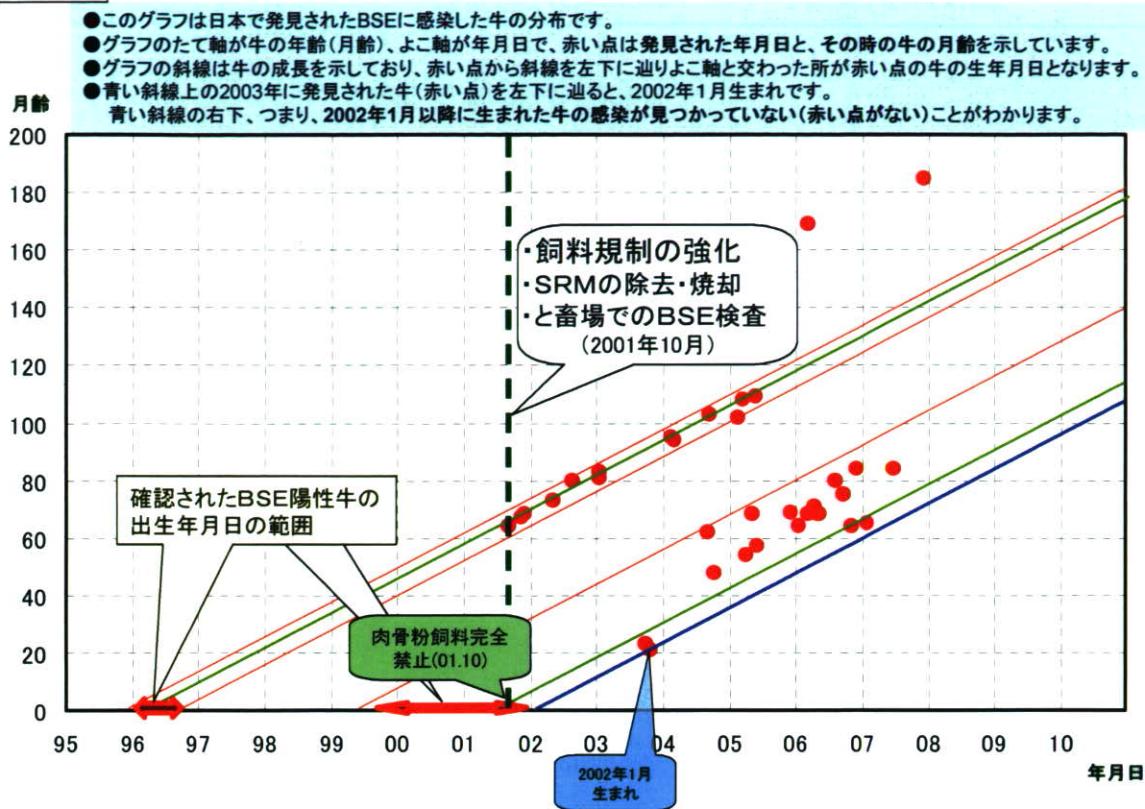


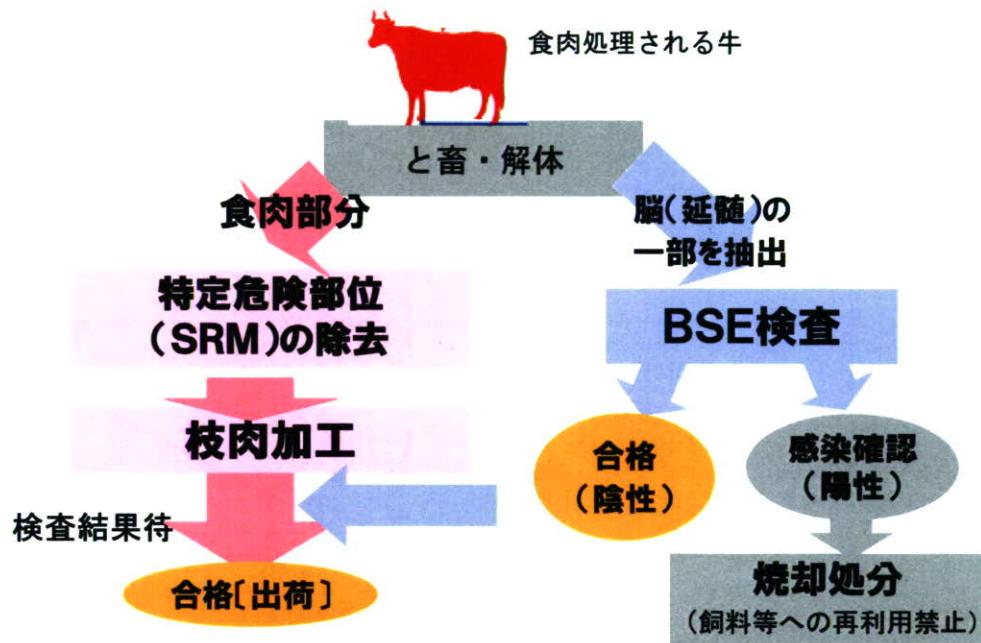
図 1.1-20 説明資料 (2) ¹⁶

¹⁶ 「我が国における牛海绵状脳症（BSE）に関する管理措置」厚生労働省、食品安全委員会意見交換会（2007年11月）講演資料 等を参考に作成

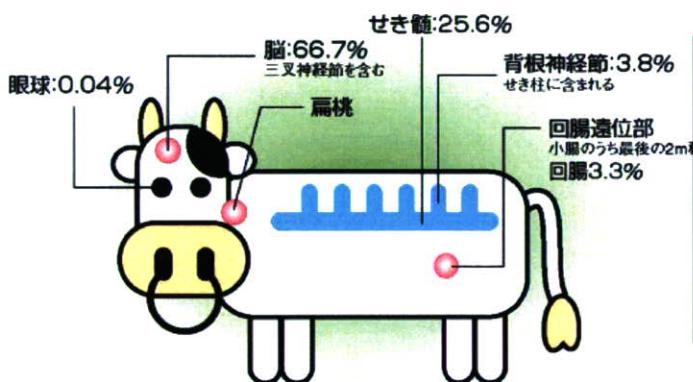
資料 3

●食肉処理場等では、②特定危険部位の除去と③BSE検査が行われており、特定危険部位を除去されて、BSE検査に合格した牛だけが出荷されます。

食肉処理場の流れ



②特定危険部位の除去：人への感染を防ぐ対策



● BSEに感染した場合、BSEの病原体(プリオノン)は主に**中枢神経(脳、脊髄)**などの**特定危険部位(SRM)**に蓄積されます。この部位に**99%**のプリオノンが集中しています

●日本では食肉処理される**全ての牛**について**処理場で特定危険部位が除去**されて、**獣医師によって1頭ごとにチェック**されています。
(食肉処理場等には自治体職員の獣医師がいて、検査などを行っています。)

図 1.1-21 説明資料 (3) ¹⁷

¹⁷ 「食品安全 特別号（2004年9月）」食品安全委員会、「我が国における牛海綿状脳症

③BSE検査

- 食肉処理場等では、解体される時に脳（延髄）からサンプルを探って、**BSE病原体（プリオン）**があるかどうかを調べる検査(**BSE検査**)を行っています。
- 2001年から2007年末まで、日本国内の食肉処理場等で**768万頭の牛**に対する**BSE検査**が実施され、**21頭の感染牛**が発見されました。また、食肉処理場等に運ばれる前に農場で死亡した牛の検査を含めると、日本国内で**34頭のBSE感染牛**が発見されています。

BSE検査の限界

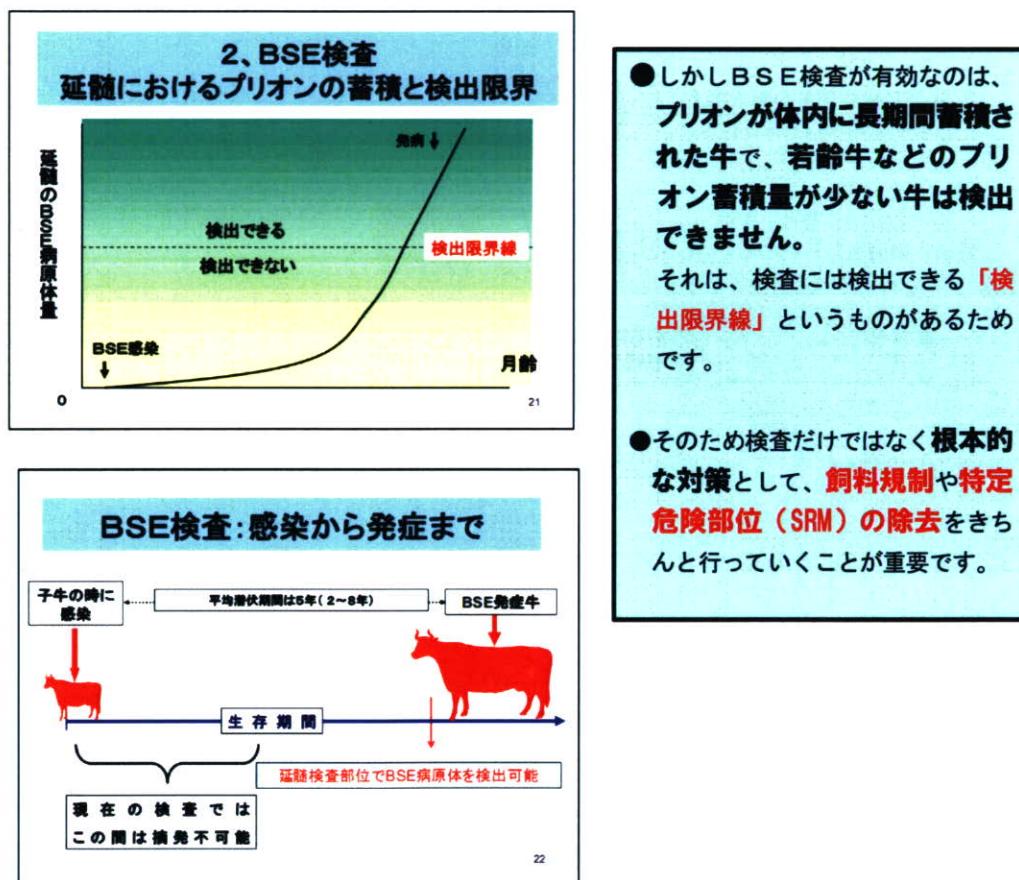


図 1.1-22 説明資料 (4)¹⁸

(BSE)に関する管理措置」厚生労働省,食品安全委員会意見交換会(2007年11月)講演資料 等を参考に作成

¹⁸「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策のリスク評価」食品安全委員会プリオン専門調査会,食品安全委員会意見交換会(2007年11月)講演資料 等を参考に作成

説明資料で解説されている5つのポイントについての理解度を図1.1-23に示す。5つ全てにおいて、8割前後の回答者が「理解できた」もしくは「ある程度理解できた」と答えており、説明資料の内容は概ね理解されたことがわかる。

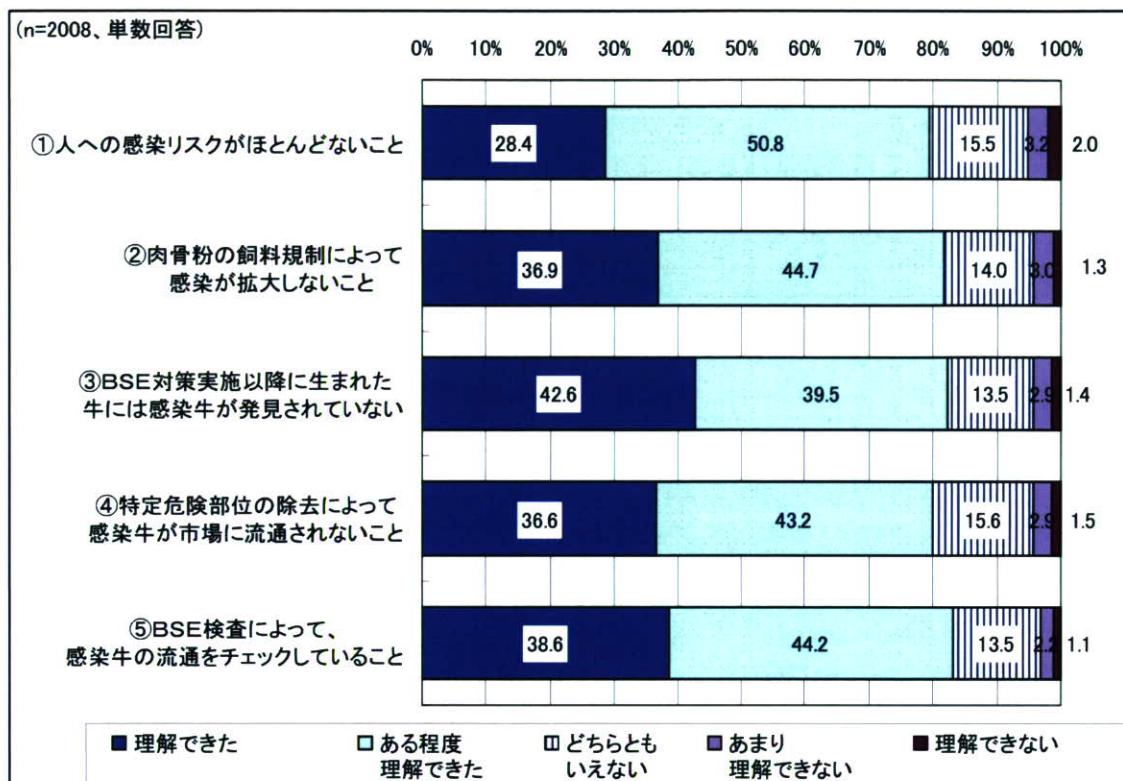


図1.1-23 説明資料の理解度¹⁹

5つのポイントのうち、いずれかで「あまり理解できない」もしくは「理解できない」とした回答者にその理由を尋ねたところ、「言葉が難しい」、「資料が見づらい(高齢のため)」等資料に対するわかりにくさが指摘された。

提示した資料は、実際に国が意見交換会等で使用している資料等に基づいて作成したが、一般には理解されにくい専門用語が使われている点や資料の読みにくさ指摘する回答が多くなった。

次に、説明後の国産牛肉の安全性に対する安心感の変化を図1.1-24に示す。説明を受け、「安心感が高まった」という回答が39.1%、「変わらない（もともと安心している）」という回答が32.3%を占め、BSE対策の説明によって全体として国産牛肉に対する安心感は、同レベルを維持、もしくは高まったことがわかる。

¹⁹ 「説明資料を見て、あなたは行政のBSE対策によってリスクが小さくなることについて理解ができましたか」

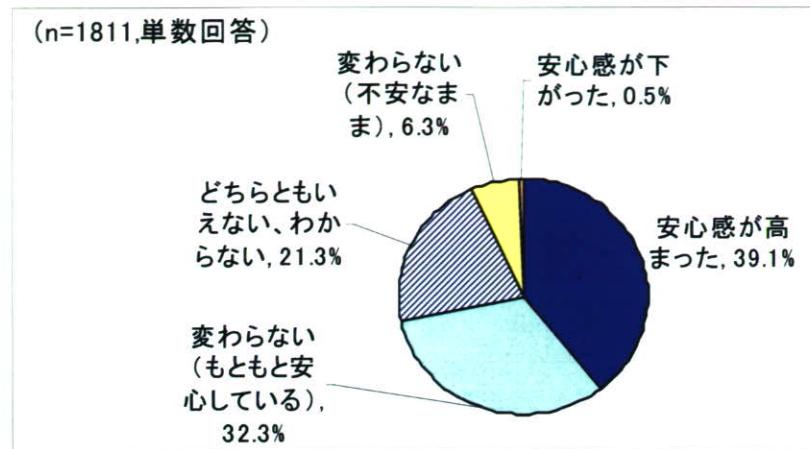


図 1.1-24 説明後の国産牛肉に対する安心感の変化²⁰

「安心感が高まった」もしくは「変わらない（もともと安心している）」とした理由を図1.1-25に示す。「危険な部位が除去されているため」という回答が最も多く、52.2%を占める。次いで、「BSE 対策が理解できたため」、「飼料の規制によって感染牛が発生しない」が多く、約半分を占める。

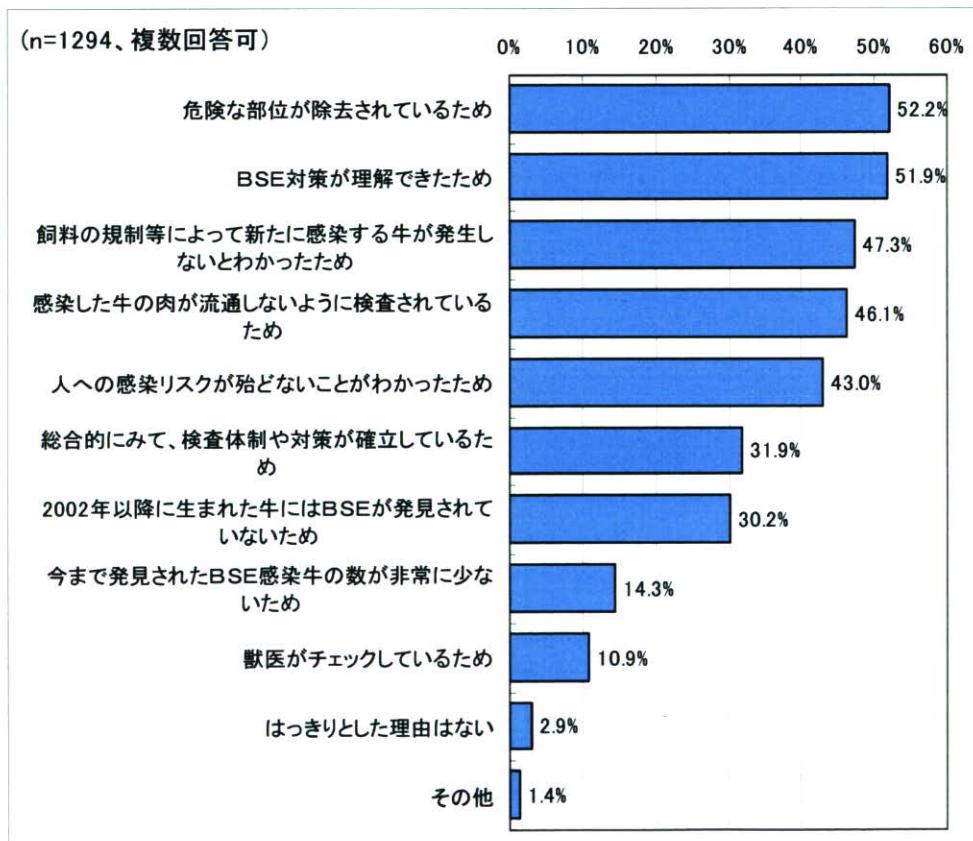


図 1.1-25 もともと安心している、もしくは安心感が高まった理由²¹

20 「説明によって、国産牛肉の安全性について、安心感はどうになりましたか」

また、「安心感が変わらない（不安なまま）」、「安心感が下がった」理由を図 1.1-26 に示す。「BSEに対する検査体制や対策が十分かどうかわからない」、「体制はあっても牛肉の生産・流通関係者が信頼できない」とする回答が多く、半数以上を占めている。

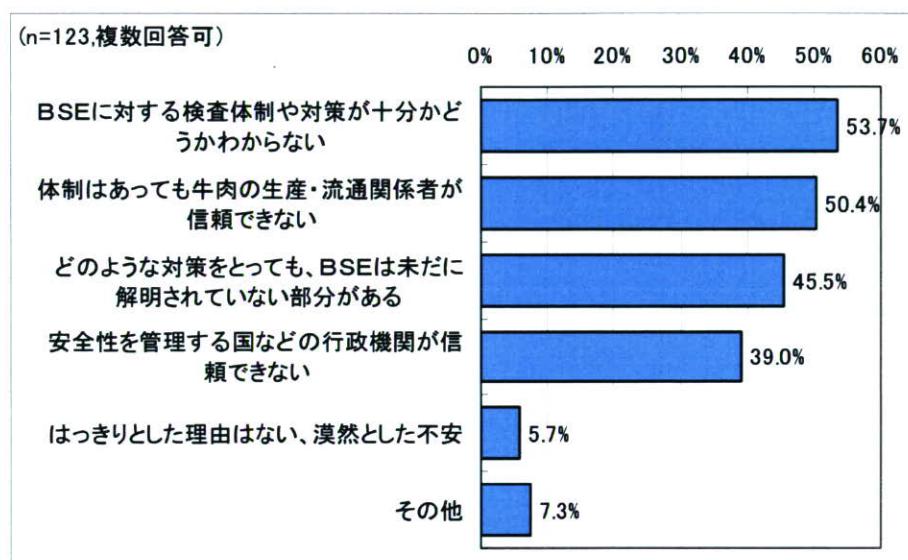


図 1.1-26 不安なまま、もしくは安心感が下がった理由²²

国内の BSE 対策についての説明を受けた後に、21 ヶ月齢以上の牛に検査を義務づける理由の理解度を図 1.1-27 に示す。「理解できた」(23.9%)、「ある程度理解できた」(53.7%) とする回答者を含めると全体の約 8 割弱が理解できたと回答している。

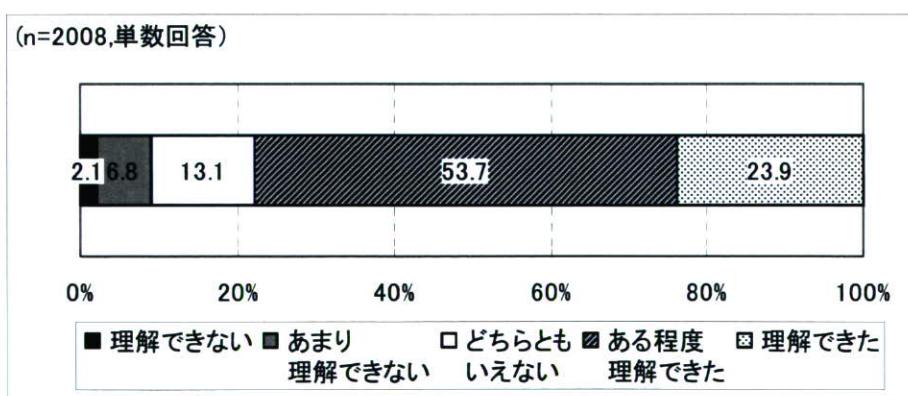


図 1.1-27 BSE 検査を 21 ヶ月齢以上の牛に義務付ける理由の理解度²³

²¹ 「安心感が高まった、又はもともと安心している理由は次のうち、どれに当てはまりますか。あなたの気持ちに近いものをすべて選んでください」

²² 「安心感が変わらない（不安なまま）、又は下がった理由はどのようなものですか。すべてお選びください」

BSE 検査の義務付けが 21 ヶ月齢以上の牛であることについての意向を図 1.1-28 に示す。「賛同できる」(11.6%)、「ある程度賛同できる」(34.5%)を含めると、検査の義務の対象が 21 ヶ月齢以上であることに賛同する回答者は、全体の 46.1% であった。一方、「賛同できない」、「あまり賛同できない」とする回答者は、全体の 21.5% であった。

説明を受ける前に行った 21 ヶ月齢未満の牛について検査をするべきかについての意向(図 1.1-15)と、説明を受けた後に行った BSE 検査の対象月齢を 21 ヶ月齢以上としたことへの理解度(図 1.1-27)、および検査に対する意向(図 1.1-28)を比較すると、対策の内容とその理由を理解することにより、対策に対する賛同を得られる傾向にあることがわかる。

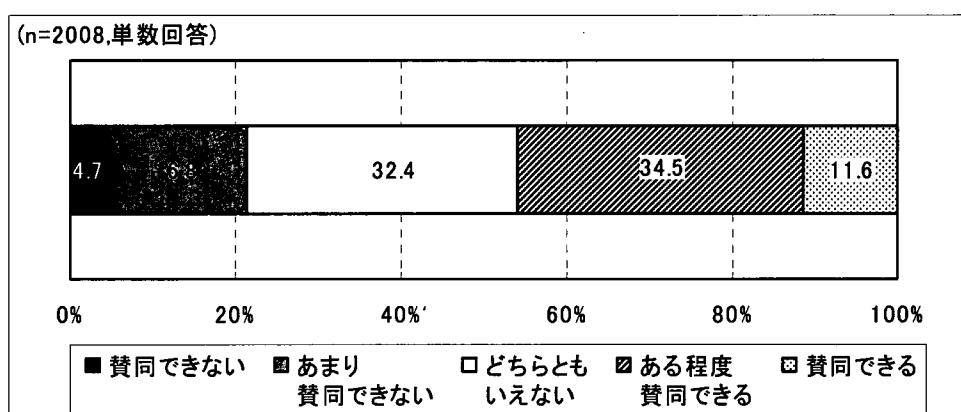


図 1.1-28 BSE 検査の義務付けを 21 ヶ月齢以上の牛とすることに対する考え方²⁴

BSE 検査の義務づけを 21 ヶ月齢以上の牛とすることに「賛同できる」もしくは「ある程度賛同できる」とした理由を図 1.1-29 に示す。最も多かったのは、「科学的に評価された対応として妥当だと考えるため」という回答で 53.6% を占める。対策の背景にある科学的な評価内容について説明を行うことで、理解が得られる傾向があることがわかる。また、「若齢牛を検査しても BSE を検出できないため」との回答が 47.5% あり、BSE 検査の精度を理解し、検査をしても結果が得られない場合があることを踏まえて、判断をした者もいた。

²³ 「あなたは、21ヶ月齢以上の牛に検査を義務づけるとした理由が理解できましたか」

²⁴ 「あなたは検査の義務づけを21ヶ月齢以上の牛とすることについてどう思いますか」

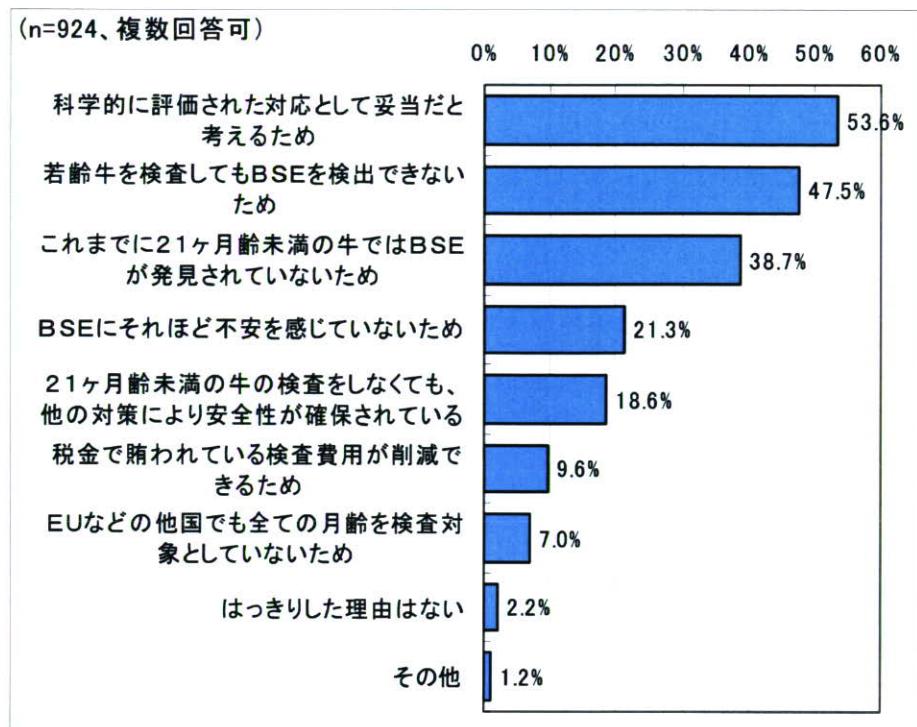


図 1.1-29 BSE 検査対象を 21 ヶ月齢以上の牛とすることに賛同できる理由²⁵

BSE 検査の義務づけを 21 ヶ月齢以上の牛とすることに「賛同できない」、「あまり賛同できない」、もしくは「どちらともいえない」とした理由を図 1.1-30 に示す。「21 ヶ月齢未満の牛でも、今後 BSE が発見される可能性があるため」という、将来的な可能性を危惧する回答が最も多く 63.9% であったが、「何となく不安」という感覚的な理由を挙げた者も 39.5% の割合で見受けられた。

²⁵ 「あなたが、検査の義務づけを 21 ヶ月齢以上の牛とすることに賛同できる理由を次のなかからすべて選んでください」

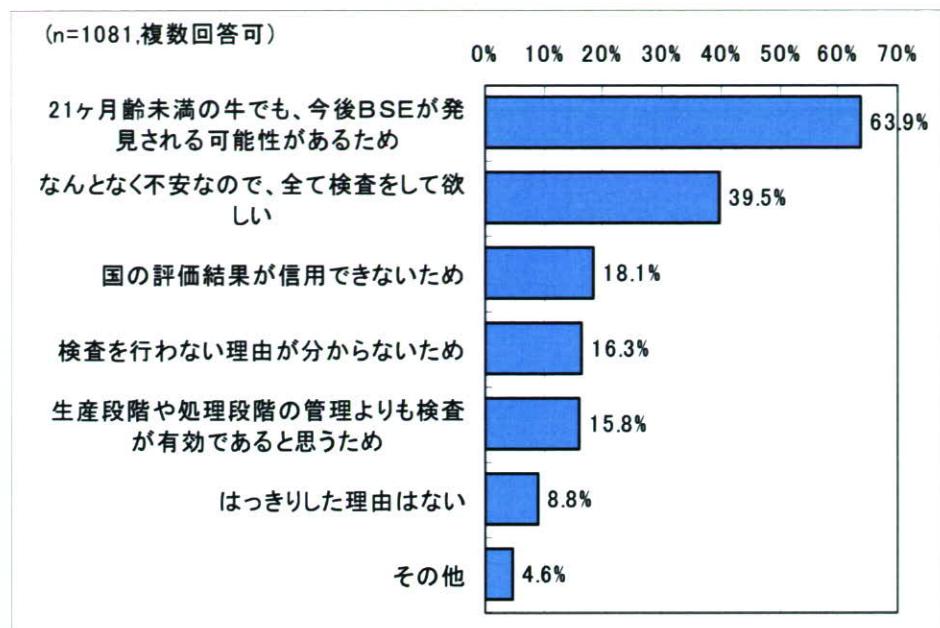


図 1.1-30 BSE 検査対象を 21 ヶ月齢以上の牛とすることに賛同できない理由²⁶

21 ヶ月齢未満の若齢牛について BSE 検査が行われない場合の牛肉の食べ方が変化を図 1.1-31 に示す。「変化すると思う」、「ある程度変化すると思う」としたのは、全体の約 3 割であった。一方で、「変化しないと思う」、「あまり変化しないと思う」としたのは全体の 44.6% であった。

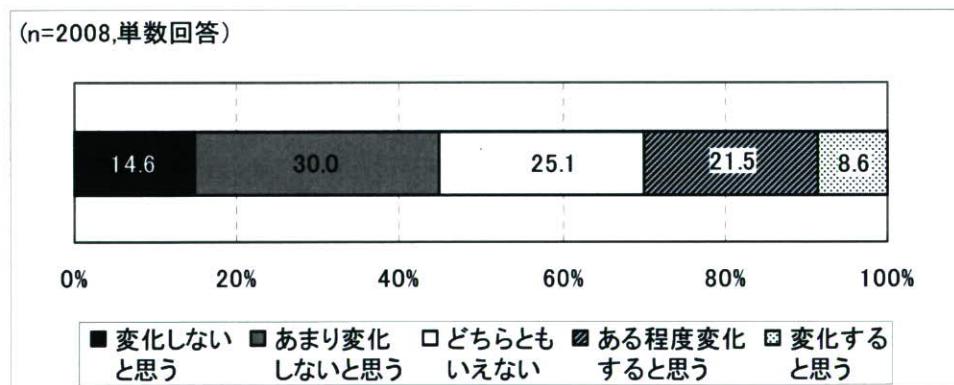


図 1.1-31 牛肉の食べ方の変化²⁷

「変化すると思う」、「ある程度変化すると思う」とする者は、国産牛に対する不安感について「不安を感じている」「やや不安を感じている」「どちらとも言えない」と回答した

²⁶ 「あなたが、検査の義務づけを 21 ヶ月齢以上の牛とすることに賛同できない理由を次のの中からすべて選んでください」

²⁷ 「21 ヶ月齢未満の若齢牛については BSE 検査が行われないとすると、あなたの牛の食べ方は変化すると思いますか」

者が 26.5%を占めており、もともと不安を感じていた者が食べるのを控えるといった傾向が若干見られる。(図 1.1-32) また、BSE 検査の対象月齢に対する理解や賛同と牛肉の食べ方の変化について分析し他結果を、図 1.1-33～図 1.1-34 に示す。政策の理解の程度や賛同の有無と食べ方の変化には関連が低く、政策に対する理解や賛同の消費行動への影響は限られていることが推察できる。

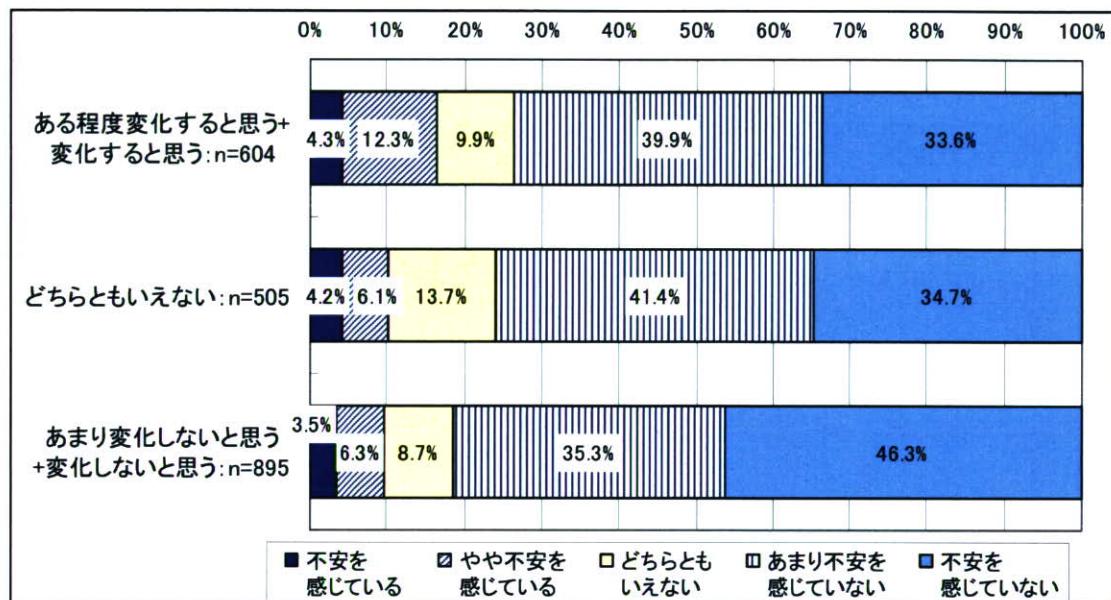


図 1.1-32 牛肉の食べ方の変化と国産牛への不安の程度

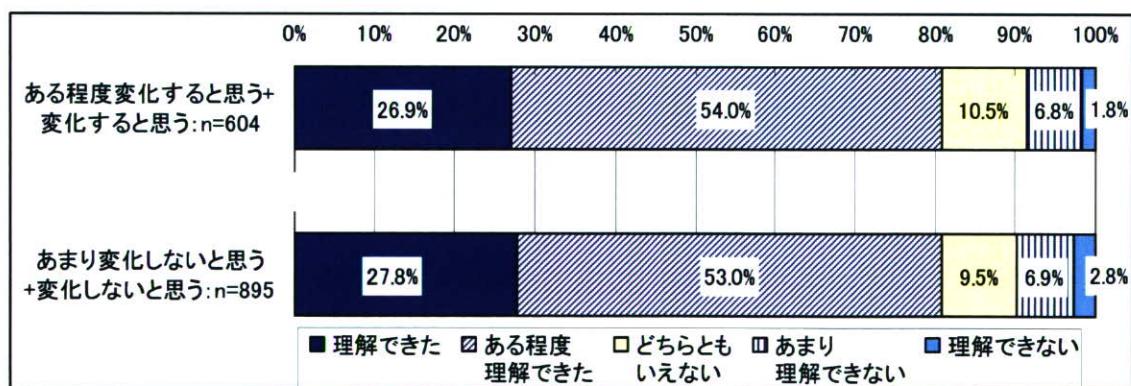


図 1.1-33 牛肉の食べ方の変化と BSE 検査の対象月齢の考え方に対する理解度

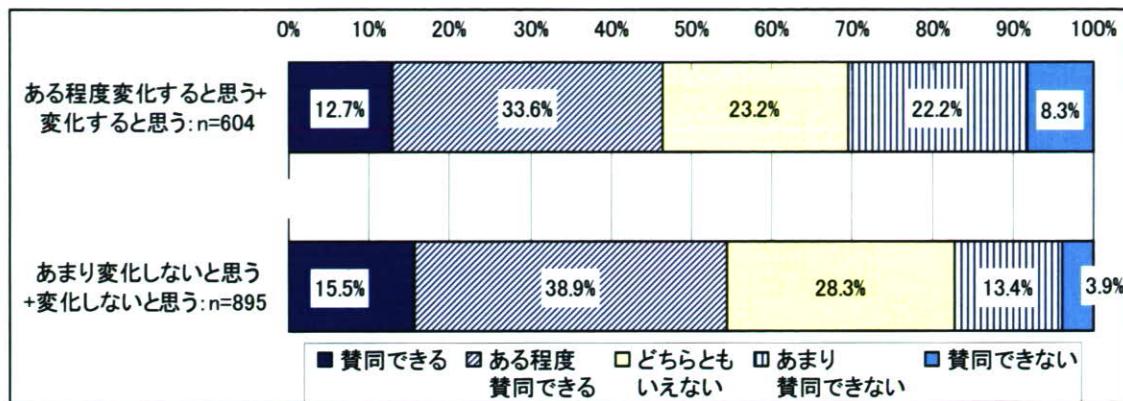


図 1.1-34 牛肉の食べ方の変化と BSE 検査の対象月齢の考え方に対する賛同の有無

国産牛肉に関するその他の不安として挙げられたものを図 1.1-35 に示す。最も多かったのは、「流通段階で、検査されていない肉と混じる可能性があること」という回答で、全体の 46.6%を占めた。このうち、21 ヶ月齢未満の牛に検査が義務づけられていないことに賛同しない者は 28.3%である。一方で検査に賛同すると回答した者も 42.1%おり、検査対象を 21 ヶ月齢以上とすることに賛同はするが、流通段階での対策の実効性について不安を持っている人が少なくないことが読み取れる。

「その他」の回答としては、「食肉加工処理の現場がみえないことへの不安」、「本当に危険部位が除去されているかどうか」、「流通業者や販売業者が偽装しないか不安」等、業者に対する不信感、および「政府が信用できないから」、「国の認識が甘く、どんな対策をされても信用できない」等、国への不信感を示す回答も複数みられた。

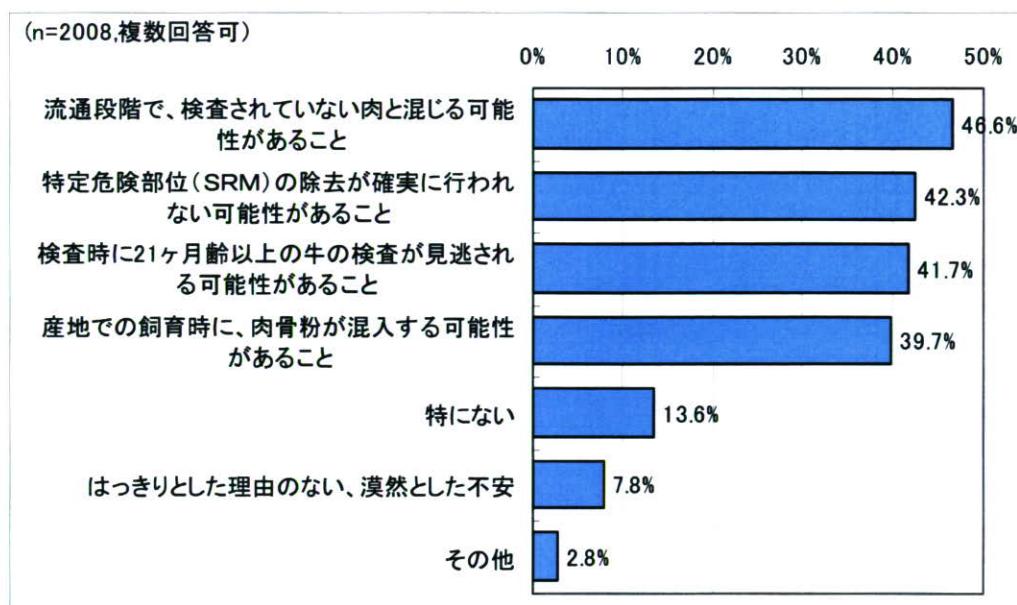


図 1.1・35 国産牛肉に関するその他の不安²⁸

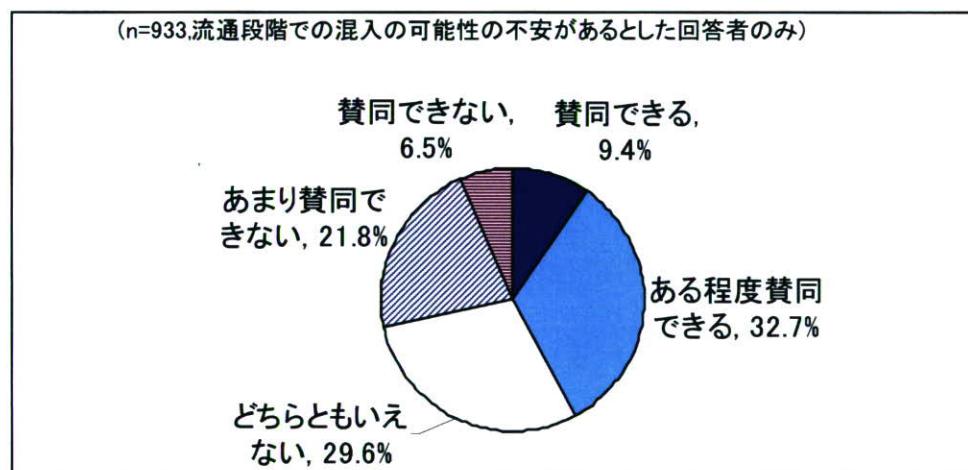


図 1.1・36 国産牛肉に対するその他の不安として「流通段階での混入可能性」を挙げた回答者の BSE 検査の対象月齢に対する賛同の有無

国の安全対策の決定方法に関する理解度を知るために、以下の考え方に対する感想を尋ねた。その結果を図 1.1・37 に示す。「理解できる」および「ある程度理解できる」とした回答者が全体の 67.8% を占め、大多数がこの考え方に対する理解を示している。

²⁸ 「国ではBSE対策を推進していますが、あなたはその他にどのような不安がありますか。次の中から当てはまるものをすべて選んでください」

国などでは食品の安全性等に関する様々な調査・評価等を行っていますが、ある食品の安全性に関する問題が発生し、その当初の時点では、その原因や人への影響がわからないことがあります。その場合はあらゆる可能性を想定して、安全性を確保する観点に立ってより慎重に過剰的に対策をとる場合があります。

その後の調査や研究などで、原因や必要な対策等が明らかになってきた場合、それらの知見に基づいて対策を見直す（知見に見あった対策に緩和する）という考え方について、お伺いします。

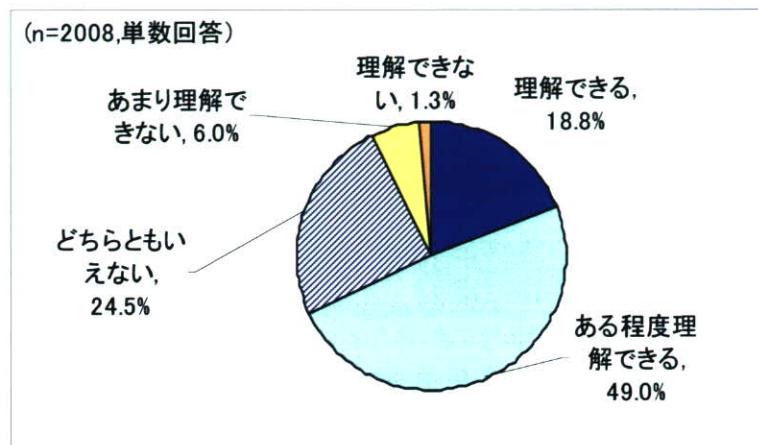


図 1.1-37 国の安全対策の見直しの考え方に対する理解度²⁹

また、この考え方について「理解できない」もしくは「あまり理解できない」とした回答者にその理由を尋ねた。その結果を図 1.1-38 に示す。最も多かったのは、「最新の知見が間違っているかもしれない」(38.5%) であった。

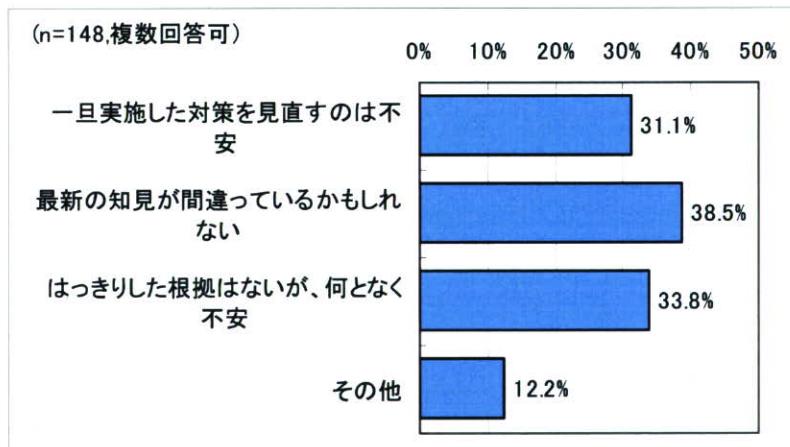


図 1.1-38 対策見直しの考え方が理解できない理由³⁰

²⁹ 「あなたは、この考え方についてどう思われますか」

³⁰ 「必要な対策のみ実施し、その他の対策は見直す、という考え方方が理解できない理由について、あなたの気持ちに近いものをお伺いします」

(c) 情報提供方法

国産牛肉の安全性に関する情報提供方法について検討するために、既存資料のわかりやすさを確認した。本アンケートでは、厚生労働省や内閣府食品安全委員会等が国のBSE対策に関する説明の中で実際に使用されている図を使った。これらの図の分かりやすさに関する意見を図1.1-39に示す。(図表番号との対応は、図1.1-40参照)

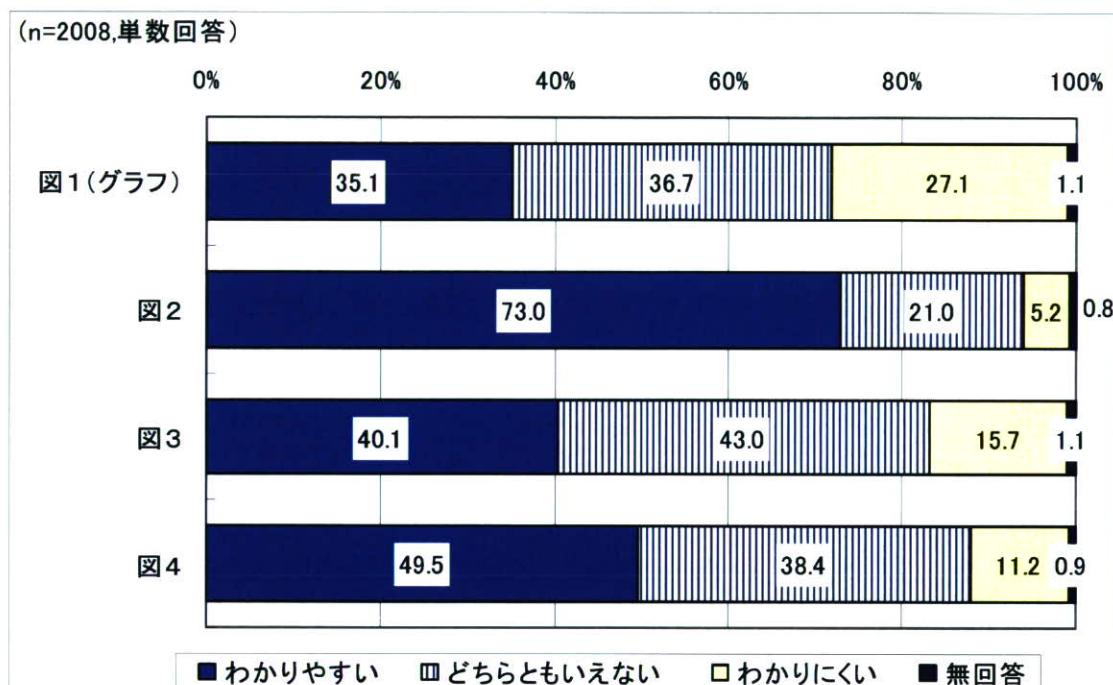


図 1.1-39 図の分かりやすさ³¹

最もわかりやすいとされたのは、牛の特定危険部位を示した図(図1.1-40の図2)であり、逆に最もわかりにくいとされたのは、日本のBSE陽性牛の生年月日と確認年月日を示した図(図1.1-40の図1)であった。図1や図3については、横軸と縦軸の関係を理解する必要があるため、グラフの見方がわかりにくいという指摘も得られた。

³¹ 「説明に使用したグラフや図は、国が出すパンフレット等に掲載されていますが、どの図が分かり易かったですか」

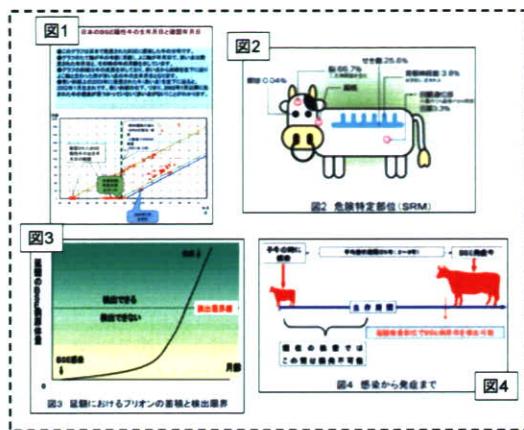


図 1.1-40 説明資料に使われている図表

その他、資料全体として次のような説明が不足しているため、図の意味はわかったが、対策全体として納得感が得られない、という意見があげられた。

- ・ 実際の処理が厳格に行なわれているかどうか、チェック体制の説明
- ・ 人がどの程度、感染牛を食べると感染するかという具体的な説明
- ・ 現在の検査に対して、まだ残されているリスクなどの明確な説明

BSE 対策について、望まれている情報提供方法について図 1.1-41 に示す。最も多く挙げられたのは、「テレビなどでの説明」(69.1%)、次いで「新聞などの解説文の増大」(54.3%)、「スーパーなどの店頭でのわかりやすい説明のボード等の掲示」(52.6%) であった。

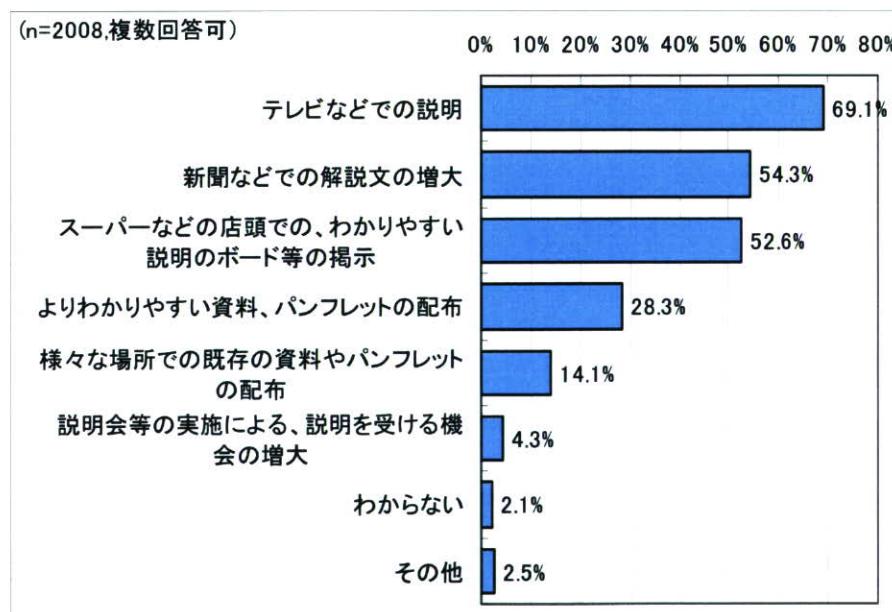


図 1.1-41 BSE 対策の情報提供方法³²

³² 「BSE 対策について、あなたはどのような方法で情報を提供されると理解ができる

望まれるパンフレット、ポスターの配布・掲示場所について図 1.1-42 に示す。最も多かったのは、「スーパー、小売店などの食品売り場の店頭」で、全体の 81.4%を占め、次いで「新聞折り込み」が 62.0%に上った。しかし、それ以外の対策をあげる回答は 1 割未満に留まった。

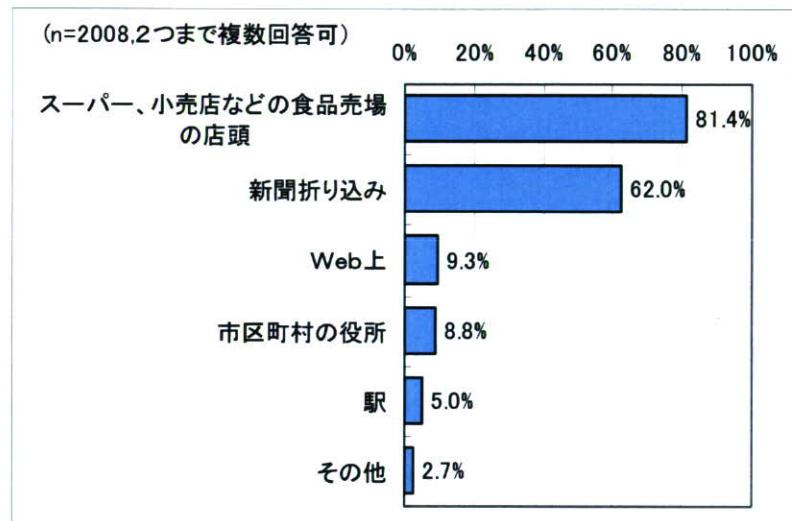


図 1.1-42 パンフレット・ポスターの配布・掲示場所³³

入手したい情報の内容について、図 1.1-43 に示す。最も多かったのは、「食品表示の徹底・充実による情報提供」で全体の 77.1%を占めた。

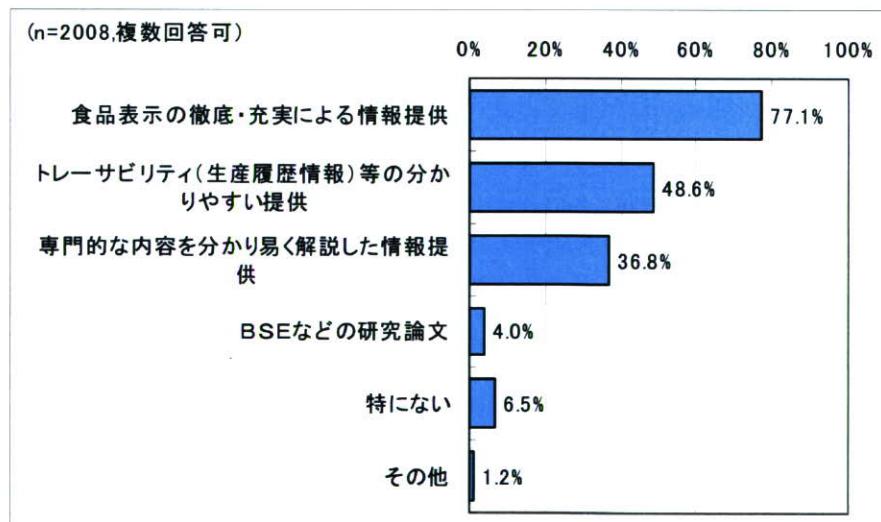


図 1.1-43 入手したい情報の内容³⁴

と思いますか？

³³ 「パンフレットやポスターはどこで配布、又は掲示されると、いいと思いますか。次のの中から 2 つまで選んでください」

また、どのような情報媒体から情報が得たいかについて尋ねた結果を図 1.1-44 に示す。最も多かったのは、テレビの 87.1%で、次いで新聞全般の 76.5%であった。その他、食品売場の店頭（37.1%）や Web 等（23.8%）、雑誌（19.6%）で情報を得たいという回答者も一定の割合でいることがわかった。

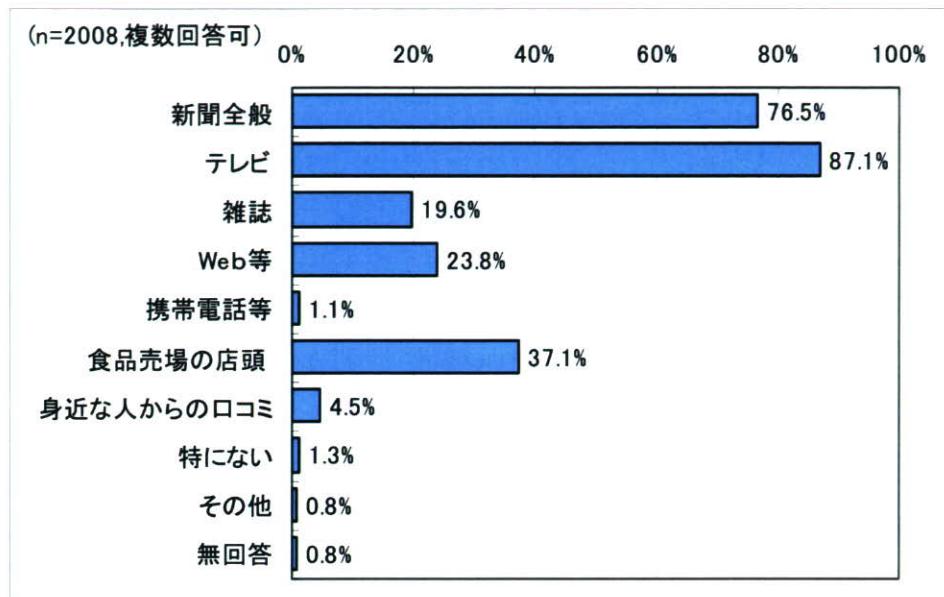


図 1.1-44 好まれる情報媒体³⁵

次に、それぞれの情報媒体の信頼度を測るために、どの情報媒体が正しいことを伝えているかと思うかについて尋ねた。その結果を図 1.1-45 に示す。最も多かったのは、「新聞」の 72.9%、次いで「テレビ」の 62.7% であった。

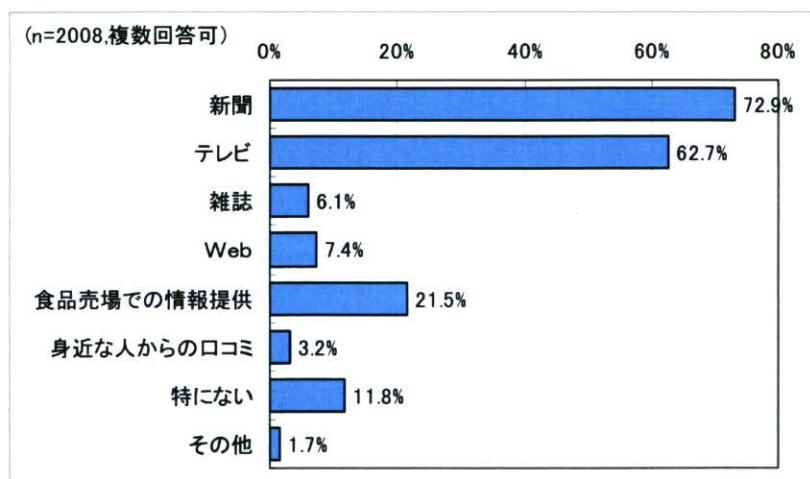


図 1.1-45 正しいことを伝えていると思う情報媒体³⁶

³⁴ 「あなたは、どのような内容の情報を得たいと思いますか」

³⁵ 「あなたは、どの情報媒体から情報を得たいと思いますか。次の中からすべて選んでください」